

要 旨	<p>山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>																																											
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 諸手当の改定</p> <p>(1) 期末・勤勉手当 一般職員について、期末・勤勉手当の年間支給月数を改定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">6 月 期</th> <th style="text-align: center;">1 2 月 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 職 員</td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">1. 2625月 (+0. 0125月)</td> <td style="text-align: center;">1. 2625月 (-0. 0125月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">1. 0625月 (+0. 0125月)</td> <td style="text-align: center;">1. 0625月 (-0. 0125月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">特 定 幹 部</td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">1. 0625月 (+0. 0125月)</td> <td style="text-align: center;">1. 0625月 (-0. 0125月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">1. 2625月 (+0. 0125月)</td> <td style="text-align: center;">1. 2625月 (-0. 0125月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">再 任 用 職 員</td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">0. 7125月 (+0. 125月)</td> <td style="text-align: center;">0. 7125月 (-0. 0125月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">0. 5125月 (+0. 125月)</td> <td style="text-align: center;">0. 5125月 (-0. 0125月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 年間支給月数は令和7年度の4. 65月から変更なし</p> <p>(2) 通勤手当 (ア) 駐車場等に係る通勤手当 人事院勧告の内容に準じて改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">支給額</th> <th style="text-align: center;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">改定前</td> <td style="text-align: center;">1か月あたり駐車料金相当額の1/2の額</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改定後</td> <td style="text-align: center;">1か月あたり駐車料金相当額</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 通勤手当額（限度額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">限度額の対象</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">改定前</td> <td style="text-align: center;">1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線等に係る通勤手当の額を合算した額</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改定後</td> <td style="text-align: center;">1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 刑法の改正に伴い、禁錮刑が廃止され拘禁刑に一本化されたことによる改正</p>			6 月 期	1 2 月 期	一 般 職 員	期末手当	1. 2625月 (+0. 0125月)	1. 2625月 (-0. 0125月)	勤勉手当	1. 0625月 (+0. 0125月)	1. 0625月 (-0. 0125月)	特 定 幹 部	期末手当	1. 0625月 (+0. 0125月)	1. 0625月 (-0. 0125月)	勤勉手当	1. 2625月 (+0. 0125月)	1. 2625月 (-0. 0125月)	再 任 用 職 員	期末手当	0. 7125月 (+0. 125月)	0. 7125月 (-0. 0125月)	勤勉手当	0. 5125月 (+0. 125月)	0. 5125月 (-0. 0125月)		支給額	上限額	改定前	1か月あたり駐車料金相当額の1/2の額	3,000円	改定後	1か月あたり駐車料金相当額	5,000円		限度額の対象	限度額	改定前	1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線等に係る通勤手当の額を合算した額	150,000円	改定後	1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額	150,000円
		6 月 期	1 2 月 期																																									
一 般 職 員	期末手当	1. 2625月 (+0. 0125月)	1. 2625月 (-0. 0125月)																																									
	勤勉手当	1. 0625月 (+0. 0125月)	1. 0625月 (-0. 0125月)																																									
特 定 幹 部	期末手当	1. 0625月 (+0. 0125月)	1. 0625月 (-0. 0125月)																																									
	勤勉手当	1. 2625月 (+0. 0125月)	1. 2625月 (-0. 0125月)																																									
再 任 用 職 員	期末手当	0. 7125月 (+0. 125月)	0. 7125月 (-0. 0125月)																																									
	勤勉手当	0. 5125月 (+0. 125月)	0. 5125月 (-0. 0125月)																																									
	支給額	上限額																																										
改定前	1か月あたり駐車料金相当額の1/2の額	3,000円																																										
改定後	1か月あたり駐車料金相当額	5,000円																																										
	限度額の対象	限度額																																										
改定前	1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線等に係る通勤手当の額を合算した額	150,000円																																										
改定後	1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額	150,000円																																										

【参考：昨年度改正】

- ・ 地域手当の減額補填としてH31.4から措置されていた給料表の0.75%加算の段階的終了（R8年度は経過措置として0.25%）
- ・ 地域手当の見直し※医師は変更なし（16%）
- ・ 扶養手当の見直し

	R7 年度	R8 年度	R9 年度
給料表加算	0.5%	0.25%	廃止
地域手当	2.3%	1.8%	1.8%
扶養手当（配偶者）	廃止 3,000 円	廃止	廃止
扶養手当（子）	11,500 円	13,000 円	13,000 円

施行期日

令和8年4月1日から適用する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表（令和8年4月1日施行）

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第43条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>第1項第二号及び第三号に掲げる職員で、四輪の自動車等（自転車を除く）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が別に定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを条例とするもの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場の料金の相当する額として理事長が定める額</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4～5 略</p> <p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号及び第三号に定める額、<u>特別料金等相当額</u> をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）<u>並びに第三項第一号に定める額</u>の合計額が15万円を超</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第43条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>第1項第二号及び第三号に掲げる職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設（1箇所若しくは複数の月又は年ごとに当該施設の利用に係る料金の額（以下この項において「駐車料金」という。）が設定されている施設であって通勤のため常例として利用するものに限る。）を利用する職員（四輪の自動車 を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって四輪の自動車を使用する区間の距離（施設を2以上利用する場合には、それぞれ区間の距離）が片道2キロメートル未満であるものを除く。）で、当該駐車料金を支払っているものについては、前項第二号及び第四号に定める額のほか、1月当たりの駐車料金に相当する額（駐車料金が複数の月又は年単位で定められている場合は、当該駐車料金を対象となる月数で除して得た額とし、施設を2以上利用する場合にあっては、それぞれの施設に係る1月当たりの駐車料金に相当する額を合算した額とする。）の2分の1の額（その額が3,000円を超える時は、3,000円）を通勤手当として支給する。</u></p> <p>4～5 略</p> <p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号及び第三号に定める額<u>並びに特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）<u>の合計額が15万円を超</u></p>

える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は支給単位期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として理事長が定める場合には、その翌月）の第3条第4項に定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として理事長が定める期間（自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

（期末手当）

第57条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（第60条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～8 略

（期末手当の支給制限）

える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は支給単位期間に係る最初の月

の第3条第4項に定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として理事長が定める期間（自動車等及び）に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

（期末手当）

第57条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（第60条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の60」とする。

4～8 略

（期末手当の支給制限）

第58条 次の各号のいずれかにか該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一～二 略

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第59条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかにか該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 略
2 略

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかにか該当

第58条 次の各号のいずれかにか該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一～二 略

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第59条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかにか該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 略
2 略

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかにか該当

するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

二～三 略
4～5 略

(勤勉手当)

第60条 略
2 略

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 略

するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二～三 略
4～5 略

(勤勉手当)

第60条 略
2 略

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 略

附 則 (規程第●号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
